

令和2年 第5回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年4月10日（金）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第5回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 廣川実	
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 小杉直子
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について</p> <p>第4号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について</p> <p>第5号 八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領の制定について</p>	
6 閉会時刻	午後2時00分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は3名であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第5回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p> <p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」と議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連する議題となりますので一括して審議を行います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者及び同条第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をする者を、次のとおり定める。 令和2年4月10日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第3号の規定により、選挙人名簿から抹消する者を、次のとおり定める。 令和2年4月10日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の4第1項の規定により、在外選挙人名簿の登録は、年齢満18年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものについて行うとされております。</p> <p>また、同条第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転は、最終住所地の選挙人名簿に登録されている者で、国外に住所を有するものについて行うとされております。</p> <p>つきましては、議案第1号のとおり1名の方を登録、1名の方を移転するものです。</p> <p>なお、同時に、同法第28条第3号の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をするときは、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないとされておりますので、議案第2号のとおり1名の方を抹消するものです。</p> <p>これより、申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	これより、議案第1号及び議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」及び議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る前年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。</p> <p>令和2年4月10日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>選挙人名簿の抄本につきましては、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定より、「登録の確認及び政治活動を目的とする申出があった場合」、「政治又は選挙に関する調査研究を目的とする申出があった場合」には、閲覧させなければならないこととされております。</p> <p>また、同法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、閲覧の状況について、申出者の氏名、利用目的の概要等の事項を公表することとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり前年度の閲覧状況を告示することにより公表するものであります。</p> <p>令和元年度の閲覧は7件ございました。</p> <p>内容につきましては、皆様のお手元に配布しております「議案第3号資料」のとおりでございます。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
廣川委員	株式会社日経リサーチの閲覧申請はどのような目的ですか。

発言者	発 言 要 旨
局 長	経済や政治，社会問題等に関する有権者の意識の調査研究を行う上で対象者を抽出するためです。
廣川委員	その後，日経リサーチから，経済や政治，社会問題等に関する有権者の意識の調査結果の資料は送られてきますか。
局 長	調査結果につきましては，送られてきませんが，日本経済新聞で公表されます。
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第3号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって，本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に，議案第4号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る前年度の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。</p> <p>令和2年4月10日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容について書記よりご説明いたします。</p> <p>在外選挙人名簿の抄本につきましては，公職選挙法第30条の12の規定により，選挙人名簿の抄本の閲覧に関する規定を準用することとされております。</p> <p>つきましては，在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況についても，その内容を公表するものでありますが，議案のとおり前年度中において閲覧の申出はありませんでしたので，その旨を告示するものであります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより，議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第4号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>について」を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領の制定について」八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領を、次のように制定する。 令和2年4月10日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本議案につきましては、公職の候補者等の選挙運動等に関して、法令違反に関する通報を市民等から受け付ける体制を整備し明文化することにより、手順の統一を図ることで、公正な選挙の執行に資することを目的としております。</p> <p>主な内容といたしましては、第2条において、「市民等からの通報」について定めており、</p> <p>第1項は、八千代市選挙管理委員会事務局の職員は、選挙運動等の法令違反に関する通報を受けたときは、通報の内容の把握に努めるとともに、説明を行うこととする、</p> <p>第2項は、事務局は、通報を受けた際は、皆様のお手元に配布しております「議案第5号資料」の「市民等からの問合せ事項受付票兼処理票」を作成する、</p> <p>第3項は、法令違反の可能性がある通報について、事務局は、通報をした者に対して当該通報の内容を警察へ連絡する旨、説明する、</p> <p>第4項は、法令違反の可能性の判断は、「公職選挙法関係の法令及びこれらの逐条解説」、「選挙事務に関する裁判例」、「その他、選挙事務において定立された事由等」に掲げる事項により行うとしております。</p> <p>皆様のお手元に配布しております「議案第5号資料」の「八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領における用語解説」のとおり、第4項第3号の「その他、選挙事務において定立された事由等」につきましては、「公職選挙法関係の法令」、「逐条解説」、「選挙事務に関する裁判例」以外にも判断要素となることが考えられる「国等からの通達や通知文」、「事例集」など、前の各号のみでは拾いきれないようなケースにも対応可能とするため、明記しております。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>第3条は「事務局での発見」について定めており、事務局が法令違反の可能性がある選挙運動等を発見した場合は、市民等から通報を受けた場合と同様に、「市民等からの問合せ事項受付票兼処理票」を作成し対応するとしております。</p> <p>第4条は「市職員等への周知及び協力依頼」について定めており、事務局は、選挙の都度、八千代市の職員等に対して選挙運動等の法令違反に関して周知を行い、法令違反の可能性がある選挙運動等に関して八千代市の職員等に対して情報提供に協力するよう依頼を行うとしております。</p> <p>第5条は「警察への連絡」について定めており、前3条の「市民等からの通報」「事務局での発見」「八千代市の職員等からの情報提供」等により判明した、法令違反の可能性がある選挙運動等に関して、事務局は、速やかに八千代警察署に連絡するとしております。</p> <p>第6条は「通報者の個人情報保護」について定めており、通報者の個人情報は、法令等の規定による請求及び八千代警察署への情報提供を除き、開示してはならないとしております。</p> <p>第7条は「守秘義務」について定めており、職員は、選挙運動等について法令違反のおそれがあるとして通報を受けた内容等については、当該内容等を不当に漏らし、又は窃用をしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしております。</p> <p>皆様のお手元に配布しております「議案第5号資料」の「八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領における用語解説」のとおり、第7条「窃用」の文言につきましても、地方税法など、他の法律にも明文化されており、職務上知り得た秘密を、自己または第三者の利益のために利用する行為を禁じております。</p> <p>第8条は「補則」について定めており、この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるとしております。</p> <p>附則では、施行日を令和2年4月13日としております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。
廣川委員	通報内容につきまして、公文書開示請求の際は、どのように対応しますか。
局 長	公文書開示請求の際は、八千代市個人情報保護条例に基づき、開示可能である内容は開示いたしますが、個人情報を保護した上で対応してまいります。
周郷委員長	これより、議案5号「八千代市選挙運動等の通報に関する取扱要領の制定について」採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>《事務局から》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 投票区分設の自治会回覧及び広報，ホームページ掲載について・ 次回の委員会開催予定について
周郷委員長	<p>これもちまして、令和2年第5回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>